

# 国民年金だよ



## 国民年金保険料免除制度・納付猶予制度

国民年金保険料が納め忘れの状態や万一、障害や死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられない場合があります。

所得が少ない、経済的な理由などで国民年金保険料を納付することが困難な場合には、保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「納付猶予制度（50歳未満）」がありますので、年金事務所や役場窓口で手続きをしてください。

令和元年度の免除などの受付は、令和元年7月1日から開始され、令和元年7月分から令和2年6月分までの期間を対象として審査をおこないます。

また、申請ができる過去の期間については、申請書を提出した日から2年1ヶ月前までになります。失業などにより保険料を納付することが経済的に困難になったものの、申請を忘れていたために未納期間がある方などは、年金事務所や役場窓口でご相談ください。

## 国民年金保険料の免除期間・納付猶予期間がある方へ

国民年金保険料の免除（全額免除・一部免除・法定免除）、納付猶予、学生納付特例の承認を受けた期間がある場合、保険料を全額納付した方と比べ、老齢基礎年金（65歳から受けられる年金）の受け取り額が少なくなります。

しかし、免除等の承認を受けた期間の保険料については、後から納付することができる追納制度により、将来受け取る老齢基礎年金を増やすことができます。

### 【追納に関する注意事項】

追納ができるのは、追納が承認された月の前10年以内の免除等期間に限られています。追納は、原則古い期間から納付していただきます。保険料の免除もしくは納付猶予

を受けた期間の翌年度から起算して、3年度目以降に保険料を追納する場合には、承認を受けた当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乘せされます。なお、令和元年度中に追納していた際の際の保険料は、表のとおりです。

	全額免除	4分の3免除	半額免除	4分の1免除
平成21年度分	15,280円	11,450円	7,640円	3,810円
平成22年度分	15,540円	11,650円	7,770円	3,880円
平成23年度分	15,320円	11,490円	7,660円	3,830円
平成24年度分	15,170円	11,380円	7,590円	3,790円
平成25年度分	15,150円	11,360円	7,570円	3,790円
平成26年度分	15,300円	11,470円	7,640円	3,820円
平成27年度分	15,620円	11,710円	7,810円	3,910円
平成28年度分	16,280円	12,200円	8,140円	4,060円
平成29年度分	16,490円	12,370円	8,240円	4,120円
平成30年度分	16,340円	12,250円	8,170円	4,080円

一部免除を受けた期間は、納付すべき保険料が納付されていないければ追納はできません。  
「法定免除・申請免除期間」が「納付猶予・学生納付特例期間」より先に経過した月分である場合は、どちらを優先して納付するかご自身で選択できます。

## 年金相談・お手続きの際は、ぜひご予約を

日本年金機構の全国の年金事務所では、年金相談や年金請求手続きについて、事前予約が可能です。予約相談希望日の1ヶ月前から前日まで受付しています。

お申込の際は、基礎年金番号がわかる年金手帳や、年金証書などをご用意ください。

予約方法は、全国共通の専用受付電話「0570 05 4890」またはお近くの年金事務所に電話・来訪時にお申込みください。

お問い合わせ先  
住民課戸籍年金医療グループ  
電話34 2121内線413  
日本年金機構 旭川年金事務所  
電話0166 72 5002